**産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業の許可申請に伴う添付書類**

**※申請に当たっては、申請書（第１面～第３面）に以下の書類を添付してください。**

**※必ず循環社会推進課ＨＰで申請様式をダウンロードして利用してください。**

**※申請書の一番上に本チェック表を添えて提出してください。**

**提出担当者氏　名**

**同　　連絡先（電話）　　　　　　(FAX）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 添　　　付　　　書　　　類 | ﾁｪｯｸ欄 |
| 1 | ・　**事業計画の概要**を記載した書類（様式第１号の１～５） |  |
| 2 | ・　申請者が**法人**の場合は、**定款**又は**寄付行為の写し**（原本と相違無い旨記載したもの）及び**履歴事項全部証明書（法人登記）**  ・　申請者が**個人**の場合は、**住民票**（本籍省略不可）及び**登記事項証明書**（登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明)） |  |
| 3 | ・　申請者（法人の場合は、**役員（監査役含む）、政令使用人及び役員に準じる支配力を有すると認められる者**(百分の五以上の株式を有する株主又は出資者、相談役、顧問等)を含む）が**法第１４条５項第２号イからヘまでに該当しない**旨を記載した書類（様式第２号）  ・　**相談役又は顧問の氏名及び住所**を記載した書類（様式第３号）  　　　※該当しない場合もその旨記載し提出すること。  ・　**百分の五以上の株主の氏名等**を記載した書類（様式第４号）  　　　※該当しない場合もその旨記載し提出すること。 |  |
| 4 | ・　申請者（法人の場合は、**役員（監査役含む）、政令使用人及び役員に準じる支配力を有すると認められる者**(百分の五以上の株式を有する株主又は出資者、相談役、顧問等)を含む）の**住民票**（本籍省略不可）及び**登記事項証明書**（登記されてないことの証明書）  ・　役員に準じる支配力を有すると認められる者が法人の場合は**登記事項証明書**（法人登記） |  |
| 5 | ・　法施行規則第１０条の５第１項第１号ロ(1)に掲げる「産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有する」ことを説明する書類：**（財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し**　※原本証明が必要です。  　　※新規の場合は、新規講習会の修了証（申請日から５年以内に発行されたものに限る。）  　　※更新の場合は、更新講習会の修了証（更新日から２年以内に発行されたものに限る。）  　　　（ただし、新規申請にあたり、既に他の都道府県・政令市の許可を受けている場合は、更新講習会の修了証でも可） |  |
| 6 | ・　**処分後**の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の**処理方法**を記載した書類（様式第７号） |  |
| 7 | ・　法人の場合は、事業の開始に要する**資金**の総額及び資金の調達方法を記載した書類（様式第５号）  ・　個人の申請者は**資産**に関する調書（様式第６号） |  |
| 8 | ・　申請者が**法人**の場合は、申請する直前３年間の各事業年度の**貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに納税証明書[その１]**（法人税（国））  ・　申請者が**個人**の場合は、直前３年間の**納税証明書**（所得税（国）） |  |
| 9 | ・　申請する法人及び個人が雇用している**従業員の名簿**（役員等を含む全ての従業員（パート、アルバイトを除く）の生年月日、住所、免許資格の種類）（様式第８号）　※講習受講者はその旨「免許資格欄」に記載すること。 |  |
| 10 | ・　処理施設、保管施設及び看板等の**写真**（カラー写真に限る） |  |
| 11 | ・　中間処理業で残さ物が生ずる場合は、**残さ物の処分方法**を記載した書類 |  |
| 12 | ・　中間処理施設、保管施設の**一覧表** |  |
| 13 | ・　事務所・事業場の付近の**見取図**（事務所等を中心に半径２㎞以内）（様式第９号） |  |
| 14 | ・　海洋投入処分業は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第１３条に規定する**廃棄物排出船の登録済証の写し**。また、海洋投入場の位置を明示した**位置図**。 |  |
| 15 | ・　事業の用に供する**施設（保管施設を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、設計計算書**。最終処分場は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面。 |  |
| 16 | ・　前１６号に掲げる処分施設（土地を含む）の**所有権又は使用権を証する書類**（土地の登記事項証明書＊（全部事項証明書）、使用承諾書、貸借契約書等）  　　＊１：地目が「田」「畑」となっているものに関しては、農地転用許可が確認できる書類を添付すること。 |  |
| 17 | ・　産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、**技術管理者の資格を有する者の修了証の写し**　※原本証明が必要です。 |  |
| 18 | ・　申請者が他の県又は市の許可を受けている場合は、その**許可証の写し** |  |
| 19 | ・　変更又は更新許可の場合は、変更又は更新前の**許可証原本**を提出すること |  |